資料１－３

はじめに

地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構の各事業年度に係る業務の実績等に関する評価は設立団体の長が行い、また、京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例（以下「条例」という。）により、実績等に関する評価について地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が意見を述べ、又は調査し審議することとなっている。

今年度は、法第２８条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構の令和７年度における業務実績評価、第４期中期目標期間における業務実績見込評価、中期目標期間の終了時の検討を実施した。

評価委員会については、条例第２条に基づき、市長の諮問に応じ、上記事項について調査し、及び審議した。

なお、評価に際しては、京都市が定めた地方独立行政法人京都市立病院機構業務実績評価基本方針に基づき、法人の業務運営を一層の改善と公共性、透明性の確保に資するよう評価を行うこととしている。

地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会　委員名簿（令和８年７月３０日現在）

禹　　満	京都府医師会副会長
新納　麻衣子	公認会計士
武田　　隆久	京都私立病院協会会長
豊田　久美子	京都府看護協会会長
南島　　和久	龍谷大学　政策学部教授

（五十音順・敬称略）

年度業務実績評価基準

大 項 目 評価基準	5 特筆すべき進捗状況にある	4 計画どおり進んでいる	3 おおむね計画どおり進んでいる	2 遅れている	1 重大な改善すべき事項がある

小 項 目 評価基準	A 十分に達成	B おおむね達成	C 達成に至っていない

第１　全体評価

１　評価結果（総括）

大項目の「第２　市民に対して提供するサービスに関する事項」については、「おおむね計画どおり進んでいる」と評価、「第３　市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項」、「第４　業務運営の改善及び効率化に関する事項」及び「第６　その他業務運営に関する重要事項」においては、「評価４　計画どおり進んでいる」と評価した。

一方で、法人全体の純損益が３年連続の赤字となったことから、「第５　財務内容の改善に関する事項」は「評価１　重大な改善すべき事項がある」と評価せざるを得ない。

令和８年度については、令和７年度の「京都市立病院の今後の在り方検討」を経て策定された「改革の骨子」を踏まえ、新たに設置された経営改革推進チームを中心に、抜本的な経営改善を進めていただきたい。

令和７年度の業務実績に関する全体評価（総括）は、「経営面を除き、概ね計画どおり進んでいるが、経営面については、重大な改善すべき事項がある。」とする。

２　大項目評価の結果

大　項　目	評　価	
第２　市民に対して提供するサービスに関する事項	3	おおむね計画どおり進んでいる
第３　市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項	4	計画どおり進んでいる
第４　業務運営の改善及び効率化に関する事項	4	計画どおり進んでいる
第５　財務内容の改善に関する事項	1	重大な改善すべき事項がある
第６　その他業務運営に関する重要事項	4	計画どおり進んでいる

（参考）

大 項 目 評価基準	5 特筆すべき進捗状況にある	4 計画どおり進んでいる	3 おおむね計画どおり進んでいる	2 遅れている	1 重大な改善すべき事項がある

３　講評

⑴　総評

地方独立行政法人京都市立病院機構は、第４期中期計画の３年目に当たる令和７年度は、新興感染症に常に即応できる体制の維持、救急患者の迅速な受入と適切な診療の実施等、地域の政策医療を担う自治体病院としての役割を果たしつつ、病床稼働率の改善と効率的運用に取り組んだ１年となった。

京都市立病院（以下「市立病院」という。）においては、感染症医療をはじめとする政策医療の担い手としての役割を、京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）においては、地域包括ケアの拠点施設として地域医療に貢献することで、両病院とも法人理念の達成と自治体病院としての役割を担った。

収益面では、市立病院の医業収益が病床稼働率の向上等により、令和６年度から８億円増となり、その他、国からの補助金交付や運営費負担金収益の増加により、経常収益は前年度１３億円増の２１１億円となった。また、京北病院では介護保険事業収益の増加や、国からの補助金交付はあったものの、診療単価及び延べ患者数の減少などにより、経常収益は前年度より０．３億円減の７．５億円となった。

支出面では、診療報酬等を財源とした賃上げや、がん化学療法の適用疾患拡大に伴う腫瘍用薬の使用量の増加や物価高騰の影響により、市立病院の経常費用は前年度より１３億円増の２２４億円となり、京北病院の経常費用は前年度からほぼ横ばいの９．３億円となった。

それに伴い、市立病院の純損益は△１３．３億円と３年連続の赤字となり、京北病院の純損益においても△２．４億円と、４年連続の赤字となった。法人全体の純損益は△１５．７億円と３年連続の赤字となり、債務超過に陥ることとなった。

令和８年度は、令和７年度の「京都市立病院の今後の在り方検討」を経て策定された「改革の骨子」を踏まえ、新たに設置する経営改革推進チームを中心として、抜本的な経営改善を進めていただきたい。

⑵　病院ごとの講評

ア　京都市立病院

直近２年連続で赤字となったことを踏まえ、令和７年１０月に活動を開始した「病床管理チーム」を中心に院内の連携を図り、緊急入院のスムーズな受入れなどを行い、効率的な病床運営に努めたことにより、病床稼働率や救急車搬送受入患者数等の指標は令和６年度と比較して改善したことを評価する。

一方で、令和７年度に３年連続の赤字となったことに加え、債務超過に陥ったことを踏まえ、令和７年度に策定した「改革の骨子」に基づき、経営改革推進チームを中心とした抜本的な経営改革に取り組んでいただきたい。

イ　京北病院

京北地域の唯一の病院であり、地域包括ケア拠点施設として、関係機関とのネットワークの構築を図り、地域包括ケア病床の運用や訪問診療・看護の実施、２４時間体制での往診対応や急変時の入院受入等の地域に根差した医療・介護を提供したことを評価する。なお、訪問診療、訪問看護等の件数が前年同様低調で、目標値を下回った。引き続き、地域に根差した医療・介護を提供に取り組んでいただきたい。

また、京北地域の医療拠点として必要な機能を確保し、将来にわたって安心・安全な医療を提供できるよう、令和７年度に京都市医療施設審議会より受けた答申を踏まえ、本市と連携のうえ取り組んでいただきたい。

第２　大項目評価

１　「第２　市民に対して提供するサービスに関する事項」について

⑴　評価結果

評価３　おおむね計画どおり進んでいる

評価結果	5 特筆すべき進捗状況にある	4 計画どおり進んでいる	3 おおむね計画どおり進んでいる	2 遅れている	1 重大な改善すべき事項がある

（判断理由）

下記⑵に示すとおり、「評価Ａ　十分に達成」、又は「評価Ｂ　おおむね達成」の小項目の割合がおおむね９割以上であるため

⑵　小項目評価の結果

評価項目	個数	構成割合
Ａ	１１　個	９１．７　％
Ｂ	０　個	０．０　％
Ｃ	１　個	８．３　％
合計	１２　個	―

（小項目評価結果明細）

小　項　目		評価結果
１　市立病院が提供するサービス		
	⑴　感染症医療	Ａ
	⑵　大規模災害・事故対策	Ａ
	⑶　救急医療	Ａ
	⑷　周産期医療	Ａ
	⑸　高度専門医療	Ａ
	⑹　健康長寿のまちづくりへの貢献	Ａ
	⑺　小児医療	Ａ
２　京北病院が提供するサービス		
	⑴　市立病院と京北病院の一体運営	Ａ
	⑵　地域包括ケアの推進	Ｃ
	⑶　救急医療	Ａ
	⑷　感染症対策の強化	Ａ
	⑸　京北病院が果たす機能の在り方の検討	Ａ

小 項 目 評価基準	A 十分に達成	B おおむね達成	C 達成に至っていない

※　大項目評価は、地方独立行政法人京都市立病院機構年度業務実績評価実施要領の規定に基づき、次の基準で評価を行っている。

評価５：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。
（市長が特に認める場合）

評価４：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。
（すべての小項目がＡ又はＢ）

評価３：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。
（Ａ又はＢの小項目の割合がおおむね９割以上）

評価２：中期計画の実現のためには遅れている。
（Ａ又はＢの小項目の割合がおおむね９割未満）

評価１：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。
（市長が特に認める場合）

なお、上記小項目の割合は、評価の際の目安であり、Ａ、Ｂ、Ｃの評価の構成割合やその内容を総合的に判断して評価を定めるものとする。

２　「第３　市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項」について

⑴　評価結果

評価４　計画どおり進んでいる

評価結果	5 特筆すべき進捗状況にある	4 計画どおり進んでいる	3 おおむね計画どおり進んでいる	2 遅れている	1 重大な改善すべき事項がある

（判断理由）

下記⑵に示すとおり、全ての小項目が「評価Ａ　十分に達成」、又は「評価Ｂ　おおむね達成」されているため

⑵　小項目評価の結果

評価項目	個数	構成割合
Ａ	７　個	８７．５　％
Ｂ	１　個	１２．５　％
Ｃ	０　個	０．０　％
合計	８　個	―

（小項目評価結果明細）

小　項　目	評価結果
１　チーム医療、多職種連携の推進	Ａ
２　安全・安心な医療の提供に関する事項	
⑴　医療安全管理体制の強化	Ａ
⑵　事故の発生及び再発防止	Ａ
⑶　臨床倫理への取組	Ａ
３　医療の質及びサービスの質の向上に関する事項	
⑴　医療の質の向上に関すること	Ａ
⑵　患者サービスの向上に関すること	Ａ
４　適切な患者負担の設定	Ａ
５　安全・安心で質の高い医療を提供するための施設整備の実施	Ｂ

小項目 評価基準	Ａ 十分に達成	Ｂ おおむね達成	Ｃ 達成に至っていない

３　「第４　業務運営の改善及び効率化に関する事項」について

⑴　評価結果

評価４　計画どおり進んでいる

評価結果	5 特筆すべき進捗状況にある	4 計画どおり進んでいる	3 おおむね計画どおり進んでいる	2 遅れている	1 重大な改善すべき事項がある

（判断理由）

下記⑵に示すとおり、全ての小項目が「評価Ａ　十分に達成」、又は「評価Ｂ　おおむね達成」されているため

⑵　小項目評価の結果

評価項目	個数	構成割合
Ａ	１２　個	９２．３　％
Ｂ	１　個	７．７　％
Ｃ	０　個	０．０　％
合計	１３　個	―

（小項目評価結果明細）

小　項　目	評価結果
１　迅速性・柔軟性・効率性の高い運営管理体制の充実	
⑴　迅速かつ的確な組織運営	Ａ
⑵　ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進	Ａ
２　優秀な人材の確保・育成に関する事項	
⑴　医療専門職の確保	Ａ
⑵　人材育成・人事評価	Ａ
⑶　職員満足度の向上	Ｂ
⑷　働き方改革への対応	Ａ
３　給与制度の構築	Ａ
４　コンプライアンスの確保	Ａ
５　個人情報の保護	Ａ
６　戦略的な広報と分かりやすい情報の提供	
⑴　戦略的な広報活動の展開	Ａ
⑵　医療の質や経営に関する指標の活用及び情報発信の推進	Ａ
７　外国人対応の充実	Ａ
８　２０２５年を見据えた病床機能の再構築への対応	Ａ

小項目 評価基準	A 十分に達成	B おおむね達成	C 達成に至っていない

４　「第５　財務内容の改善に関する事項」について

⑴　評価結果

評価１　重大な改善すべき事項がある

評価結果	5 特筆すべき進捗状況にある	4 計画どおり進んでいる	3 おおむね計画どおり進んでいる	2 遅れている	1 重大な改善すべき事項がある

（判断理由）

令和７年度決算において債務超過となった点は、重大な改善すべき事項に該当するため

⑵　小項目評価の結果

評価項目	個数	構成割合
A	１　個	２５．０　％
B	１　個	２５．０　％
C	２　個	５０．０　％
合計	４　個	―

（小項目評価結果明細）

小　項　目	評価結果
１　経営機能の強化	C
２　収益的収支の向上	
⑴　医業収益の向上と費用の効率化	C
⑵　運営費負担金及び運営費交付金	A
３　経営改善の実施	B

小項目 評価基準	A 十分に達成	B おおむね達成	C 達成に至っていない

５　「第６　その他業務運営に関する重要事項」について

⑴　評価結果

評価４　計画どおり進んでいる

評価結果	5 特筆すべき進捗状況にある	4 計画どおり進んでいる	3 おおむね計画どおり進んでいる	2 遅れている	1 重大な改善すべき事項がある

（判断理由）

下記⑵に示すとおり、全ての小項目が「評価Ａ　十分に達成」、又は「評価Ｂ　おおむね達成」されているため

⑵　小項目評価の結果

評価項目	個数	構成割合
Ａ	４　個	５７．１　％
Ｂ	３　個	４２．９　％
Ｃ	０　個	０．０　％
合計	７　個	―

（小項目評価結果明細）

小　項　目		評価結果
１　市立病院整備運営事業におけるＰＦＩ手法の活用		
	⑴　法人とＳＰＣのパートナーシップの推進	Ｂ
	⑵　ＰＦＩ事業における点検・モニタリング、改善行動の実践	Ｂ
	⑶　ＰＦＩ事業期間満了を見据えた次期運営手法の検討	Ｂ
２　関係機関との連携		
	⑴　医療・保健・福祉の分野における関係機関との連携	Ａ
	⑵　京都市、京都府及び大学病院その他の医療機関との連携	Ａ
	⑶　医療専門職及び実習指導者の計画的な育成への積極的な協力	Ａ
３　地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献		Ａ

小項目 評価基準	Ａ 十分に達成	Ｂ おおむね達成	Ｃ 達成に至っていない